

第165回大阪府内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月24日(木)午後3時00分から
- 2 場 所 大阪府咲洲庁舎23階 内水面漁場管理委員会会議室
- 3 出席委員 辻野 耕實、森下 雅子、鶴田 哲也(リモート参加)、坂口 俊博、奥 一治、奥 正雄、橋本 俊哉、門口 康次、鍋島 靖信(専門委員)
- 4 府関係者 北川 辰弥(リモート参加)、西井 宏之、今田 久美、井上 実平松 和也(生物多様性センター)
- 5 事務局 井坂 浩一、久保 佳洋
- 6 議事事項 (1) 令和4年度あゆ増殖計画について
(2) コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について
- 7 議事概要

事務局 (井坂書記長) 定刻となりましたので、ただ今から第165回大阪府内水面漁場管理委員会の開催をお願いしたいと思います。その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。

携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いします。

本日は、リモート参加の鶴田委員含め、全委員に出席いただいていますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の議題は、お手元の次第にありますように、「令和4年度あゆ増殖計画について」と「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について」の2件でございます。

本日は、この2件をご審議いただく前に、前回ご審議いただいた「令和3年度マス類増殖計画」の説明に一部誤りがあったということで、その点をまず水産課の方から説明いただいたのち、本日の議事に移りたいと思います。それでは、水産課お願いします。

水産課 (井上主査) 水産課企画・豊かな海づくり推進グループの井上です。議事に入る前に、前回の委員会で当課から説明した事項について一部誤りがありましたので、お詫びの上、訂正の説明をさせていただきます。今回お配りしている参考資料1-3②に平成30年度の増殖基準量の考え方について

記載しています。森下委員から質問をいただきましたマス類の増殖基準量は右下の表になりますが、安威川上流漁協について計算による増殖基準量が 390kg で、その右側の各組合の状況を勘案した増殖基準量が 150kg と減らされているのはなぜかという質問でした。これについて安威川ダムが完成して利用できなくなった面積があり、それを差し引いたので 150kg に減少させたと説明していました。しかし、委員会後に確認を行ったところ、安威川上流漁協のマス類漁場が安威川ダムの区域に入っていないことが判明し、説明内容に誤りがあることが判明しました。増殖基準量を減少させた正しい理由としては、平成 30 年の更新時に組合から要望があり、安威川ダム建設による上流からの濁り水の発生などによる環境悪化、ダム工事のダンプの往来などにより、釣り客が減少し漁協の経営状況が悪化したことなどにより、計算した増殖目標を達成できないということで、増殖基準量を減少させたということです。以上、前回の説明に誤りがあったことについて、お詫びし訂正させていただきます。

水産課
(今田補佐)

水産課企画・豊かな海づくり推進グループの今田と申します。この度は事実関係をよく確認せず誤った回答をしてしまい誠に申し訳ありませんでした。今後はこのようなことのないように、注意いたしますので、今後ご協力、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

事務局
(井坂書記長)

ただいま水産課から前回の説明に訂正があったということの説明がありました。ただ今の水産課の説明に、何か質問はありますか。

質問等がないようですので、お手元にお配りした 164 回委員会議事録の最終 8 ページの文末に訂正文を記載していますので、ホームページに掲載している議事録をこれに修正させていただくことをご了承願います。

それでは、本日の委員会の開催をお願いします。
辻野会長、議事の進行、よろしくお願いします。

会 長

それでは、内水面委員会の議事に入りたいと思います。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

ただ今から、第 165 回大阪府内水面漁場管理委員会を開催させていただきます。コロナがおさまらず、長い間開催できずにおりました。本日は 2 題の審議を予定しています。ご協力願います。

議事に入ります前に、大阪府内水面漁場管理委員会規程第 6 条により

まして、私から議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人といたしまして、奥 正雄委員、門口委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

一つ目の議事は、令和4年度あゆ増殖計画についてです。昨年このメンバーになってあゆの増殖計画についての審議があったのですが、コロナにより書面議決になっています。今回は初めての対面による審議になります。

先ず水産課から河川の状況、放流実績等の説明をしていただき、その後、事務局から増殖目標について案を示していただきたいと思います。

水産課
(井上主査)

水産課企画・豊かな海づくり推進グループの井上です。

水産課からはあゆ増殖目標の概要、令和3年度の増殖実績、各河川の状況について説明をさせていただきます。

水産課からお配りしている資料は1-1~6まであります。それでは参考資料1-1 あゆ目標増殖量(概要)で順に説明させていただきます。あゆ目標増殖量について、昨年度末にも説明させていただき、内容がかぶっているところもあります。

まず(1)、概要の1-1の関係法令ですが、ここに記載している漁業法と、参考資料1-2の水産庁長官からの技術的助言、「漁場計画の樹立について」に基づいて本事務を実施しているところです。

続いて(2)、内水面の第5種漁業権を免許するにあたっては、漁業法の第168条の規定によりまして、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない、と規定されています。

続きまして、(3)「免許時の増殖指針について」ですが、漁業権免許する時、前回はH30年の4月16日に作成しており、増殖指針は水産庁の技術的助言に基づいて、公表しています。その内容は水産動植物の種類、増殖方法及び増殖規模等です。(参考資料1-2の技術的助言21ページのア)

H30年当時に策定した増殖指針は、参考資料1-3①でお配りしており、能勢町漁協では、目標増殖量はあゆ30kg、東能勢漁協は40kg、止々呂美漁協と安威川上流漁協は60kg、芥川漁協130kgとして作成しています。

続いて概要の2ページ目になります。

増殖基準量の算出は、参考資料1-3②でお配りしている考え方に基づいて算出しています。あゆの部分のみをみていただきまして、各漁業権河

川の川床構造を考慮し、その河川に生息できるアユの量から増殖基準量を算出しています。

右下のあゆの計算結果という部分を見ていただくと、能勢町漁協と安威川漁協は平成 29 年の河川漁場の調査からあゆの生育に適していないということで、計算した数字から減量しています。過去の放流実績からその達成度を勘案し、その達成率をかけて 60kg としています。

続きまして、(4) 毎年度の目標増殖量について、参考資料 1-2 の技術的助言 22 ページのイに記載がありますが、漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うように、委員会が毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示することとなっています。委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮することになっています。

続きまして、(5) 目標増殖量が達成できない場合の取り扱いです。まず、(5) のアですが、漁業法第 169 条により、知事は、漁業権者が増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、増殖すべきことを命ずることができる。命令に従わない場合は、当該漁業権を取り消さなければならないと規定されています。

(5) イですが、新型コロナウイルスの影響により休業を実施した組合もありますが、その結果、目標増殖量を達成できない場合の取り扱いについて、国の見解も確認して、令和 2 年 5 月 28 日の内水面漁場管理委員会の委員協議会で意見を聴いて、参考資料 1-4 のとおり、取り扱いを決定しています。

その内容は、当初設定した増殖目標は変更せず、放流実績の報告時に目標を達成できていない漁協は、その理由（前年度と比較した「営業期間の減少日数」、「遊漁者の減少数」等）を明確にする。その理由が妥当な場合は、内水面委員会において放流実績を了承し、翌年の増殖目標はこれまで(新型コロナウイルスの影響以前)の実績を基に設定することとしています。

続きまして、令和 3 年度のあゆ漁業の実績、河川の状況等について説明します。

参考資料 1-5 をご覧ください。各漁協の目標増殖量とその実績、河川利用者数と遊漁券発行状況は令和 2 年度と令和 3 年度の結果を記載しています。

能勢町漁協は、目標増殖量 30 kg に対し、実績は 100 kg で目標を達成しました。河川利用者数は 241 人で、遊漁券発行数は同数の 241 枚で

した。

東能勢漁協は、コロナの影響で休業し、目標増殖量 40 kg に対し、実績は 0 で目標は達成できませんでした。河川利用者数及び遊漁券の発行数は、2 年連続の休業で 0 となっています。アンケートでは、3 年連続の休業は避けたいところであり、体制を整えていくとのことでした。

止々呂美漁協も、コロナの影響で休業し、目標増殖量 60 kg に対して、実績は 0 で目標は達成できませんでした。河川利用者数及び遊漁券の発行数は、2 年連続の休業で 0 となっています。アンケートでは、来年度は目標を達成したいということで聞いています。

安威川上流漁協は、目標増殖量 60 kg に対して、実績は 15 kg でした。コロナの影響で、つかみどりのイベントを思うように実施できなかったと聞いています。河川利用者数は、つかみどりの参加者が 170 人でした。遊漁券の発行数は 0 です。

芥川漁協は、コロナの影響で休業し、目標増殖量 130 kg に対して、実績は 0 でした。河川利用者数及び遊漁券の発行数は 2 年連続の休業で 0 となっています。

能勢町漁協以外の組合においては、新型コロナウイルスの影響による営業の全面休止やイベントの縮小により、増殖目標を達成できませんでした。これについては、昨年度決定した取扱い方針に従い、新型コロナウイルスによる休業により遊漁者の利用がなかったことから、やむを得ないと考えております。

続きまして、参考資料 1-6 「河川の状況等について」説明します。能勢町漁協ですが、河川の流量は普通、水質は良い、放流したあゆの生育状況は普通とのことでした。あゆの放流時期に河川工事があったとのこと、その影響で放流したあゆの定着が悪くなるとのことでした。

また、6~7 月に雨量が多いと、下流の一庫ダムからあゆの稚魚の遡上が期待できるとのことでした。カワウによる被害が継続してあるため、花火で追い払いを実施しています。コロナの影響について報告はありませんでした。

東能勢漁協ですが、河川の流量は普通、水質は良いとのことでした。放流はしていないので、カワウの被害は報告ありません。コロナの影響について、2 年連続で休業となっているため、来年度は事業実施に向けて体制を整えていきたいと聞いています。

止々呂美漁協ですが、河川の流量は普通、水質は良いとのことでした。カワウ被害はマスで被害があり、花火により追い払いを実施しています。コロナの影響は、全期間休業であり、マスの方も客足が伸びなかったとのこと、財政状況が悪化しているとのことでした。そのため、収支比率の悪いあゆを今年度は中止しています。来年度は目標を達成したい

とのことでした。

安威川上流漁協ですが、河川の状況について、河川の流量は少ない、水質は悪い、環境としてあゆの成育に適していないとのことでした。これは、上流域にある採石業者の汚濁水が影響しているとのことでした。カワウの被害はなし。コロナについては、掴み捕りといったイベントをほとんど実施できず、売上が大幅に減少しているとのことでした。

芥川漁協ですが、河川の状況については報告なし、カワウの被害も報告なし。コロナの影響によりアユ漁業は全期間休業しています。水産課からの説明は以上です。

事務局
(久保補佐)

委員会の久保でございます。ただ今の水産課の説明を受けまして、令和4年度のあゆ漁業権漁場のあゆ目標増殖量案について、委員会資料をもとに説明させていただきます。

コロナの蔓延防止措置も21日で完了したこともあり、そろそろコロナも終息して釣り客が増加することを期待して、各組合でも今年度はしっかり営業したいとの話を伺っています。こうした中で、まずは目標量をこれまで通りの目標量としまして、令和4年度の増殖目標は資料にあるとおり、

能勢町漁業協同組合は30kg

東能勢漁業協同組合は40kg

止々呂美漁業協同組合は60kg

安威川上流漁業協同組合は60kg

芥川漁業協同組合は130kgと、これまでと同じ目標増殖量を一旦立てさせていただきたいと思っております。勿論、コロナについては新たな変異株の事態も想定されますが、こうした目標量を立てさせていただきたいと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。

ただ今の水産課の説明と事務局から示された目標増殖量について、何かご意見・ご質問はございませんか。今年度はコロナの状況もありますが、前向きに進めたいという意向もあり、提案がありましたがいかがでしょうか。

門口委員

令和4年度の目標ですが、またコロナ等で達成できなかった場合は、救済措置はありますか。達成できなかったとしても、特に厳しいペナルティはありますか。達成できなくても厳しいペナルティはないということですか。

事務局
(久保補佐) 特にペナルティはありません。

鶴田委員 増殖基準量と目標増殖量という用語が出てくるが、目標増殖量は組合の状況を勘案した基準量と考えていいのですか。

水産課
(井上主査) 増殖基準量は漁業権更新時に立てている目標となる数字で、目標増殖量は各年度で立てている放流目標となる数字です。

鶴田委員 それでは別物の数値ですね。

水産課
(井上主査) 目標増殖量は各年度に漁協の経済状況や河川の状況を考慮して立てる数字になるので、別物ではありません。

鶴田委員 資料1-3②の計算による増殖基準量と、組合の状況を勘案した増殖基準量という数値があり、増殖基準量をみると組合の状況を勘案した数字を使っていると考えていいのですか。

水産課
(井上主査) 増殖基準量は H30 年度も最初から達成できない数字を立てても仕方ないということで、H30 年は組合の経済状況を勘案した数字を使ったと、前任者から聞いています。どちらも組合の経済状態を勘案しながら立てている数字で、増殖基準量は5年ごとに漁業権を更新するときに立てる数字であり、目標増殖量は各年度に達成していくべき目標となる数値として、分けて使っているものです。

会 長 よろしいですか。

森下委員 要するに基準量は、面積やその土地のキャパなどで計算するが、年度ごとに実行可能な量を、その目標は上にあるが、できるだけ頑張りますということですね。

水産課
(井上主査) 各年度で増殖基準量と違う数字を使っていました。

奥(正)委員 昔でいうと、河川の容積 m^3 (リュウベイ)で計算して決まっていた。それが解ってないのと違うか。河川によって大きい小さいがあり、面積が違うからそれを説明してくれないとわからないのでは。増殖目標量は各漁協で違うから。

- 鶴田委員 基準量は解かりますが、目標量を設定するのはどういう根拠で数値を設定したかが、不正確かなと思ったのですが。
- 奥（正）委員 それを言い出したら、計画を立てられない。うちは130kgですが、20kgにしてくれと言っても通らへん。決まった漁業権のあれになっているから。
- 鶴田委員 各年度で漁協の状況を勘案するというのはわかりませんが。
- 森下委員 先生が言われるのは、数字が違えばその理由を示した方が解りやすい。理由がなく、数字だけが出ているのは解りにくいということですね。
- 鶴田委員 それぞれの漁協の状況、コロナの影響で増殖基準量の達成が難しいとか、増殖基準量と目標量がどのような理由で違うのかを明確にしてほしいと思います。
- 奥（正）委員 基準がある。それは表にありますか。この川なら何m³（リュウベイ）に何kg放流しろという数字は決まっていますね。
- 水産課
（井上主査） それが増殖基準量です。基本的には同じ数値で、増殖基準量が達成されるなら、毎年の増殖目標量もこれと同じ数字になります。
- 平松C長 これと一緒にではないですか。基本的には。
- 水産課
（井上主査） 基本的には同じものです。鶴田先生がおっしゃるのは、差が出る時には。
- 奥（正）委員 差が出るのは当たり前やろ。大雨でアユが流れると、またアユをいれなアカン。目標が30kgといっても60kgになるかもしれない。
- 会 長 結局、この備考の書き方を具体的に書いたらどうかということですよ。鶴田先生の意見は、過去の実績をあいまいに加味するというより、具体的に書いてはということですね。

水産課
(井上主査) 平成 30 年には基本となる生育面積に歩留まり率をかけて、経済的状況（過去の放流数に対しどれくらい達成できていたかの達成率%）をかけて、能勢漁協では 65%なので、H30 年当時には 30 kg を増殖基準量にしていました。確かに今の備考の書き方ではわからないので、令和 5 年の漁業権の更新に向けて、増殖指針を作るときに、解りやすくしていきます。

鶴田委員 今の説明で、ちょっとすっきりしました。

会 長 それでは備考の書き方を考慮し、課題に向かって検討願います。その他、ありますか。これでいいですね。

平松 C 長 委員ではないのですが、1 ついいですか。あゆの増殖基準量=となっている式は、本来は早瀬、淵、トロ、平瀬の 4 つの河川形態の面積それぞれにその増殖基準量をかけて出して、それを合算して求めるのですが、文書では 1 つの式で求められるように書かれています。この書き方ではおかしいので、4 つの場所の量が出てきて、それを合算して求めるというように正確に書く方がいいと思います。

奥（正）委員 あゆとマスとは放流場所が違うので、面積が違う、時期も違うけど、これでいくと全部に放流せなあかんようになる。これでいいのと違うのか。

平松 C 長 計算式の書き方がおかしいということです。1 つの式から求められるように書かれているので、量は同じですが、勢いで意図を読み取れという書き方です。

会 長 概念的には理解できないことはないが、解るように検討してください。

奥（正）委員 これはいままで何十年も同じやったので、令和 5 年度に漁業権の更新があるので、その時に切り替えていけばいいのではないかと。

水産課
(井上主査) 解るように書き方を訂正していきたいと思います。

事務局
(久保補佐) 資料の書き方をきちんと整理して表現を正していきます。

会 長 それと参考資料1－4で、国の見解として増殖目標量はあくまで目標量なので、内水面委員会で結果を整理しておくようになっていますが、委員会としての文書を作ってどこかに載せておく必要があるのですか。話を聞いておけばいいということですか。それを整理ということでもいいですか。

水産課
(井上主査) はい、それでいいと思います。

会 長 他に意見はないですか。
それでは特に意見等ないようですので、令和4年度あゆ増殖計画については、原案のとおり了承することよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。それでは、事務局から提案のあった増殖目標を承認することとし、事務局の方で決定した増殖目標の公報掲載手続きをお願いします。いろいろな意見がありましたので、水産課で検討のうえ、処理をお願いします。

事務局
(久保補佐) 事務局で適正に事務処理をさせていただきます。

会 長 引き続いて2つ目の議事であります「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示」について、ご審議いただきます。
水産課から説明をお願いします。

水産課
(井上主査) 水産課企画・豊かな海づくり推進グループの井上です。
まず、「委員会資料1」をご覧ください。
今回、ご審議いただく内容は、「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について」となっております。
委員会指示の発動については、漁業法第120条第1項および第171条第4項の規定によるもので、本資料の裏面に、漁業法の抜粋を載せております。「持続的養殖生産確保法」の規定により、養殖場においては、コ

イヘルペスウイルス病のまん延防止のための、移動制限の命令等が担保されているものの、天然水域での移動制限については、カバーされていないため、本委員会指示において、その担保を図るものです。

本趣旨での委員会指示の発動について、ご審議いただくにあたりまして、コイヘルペスウイルス病の概要や発生状況について、説明させていただきます。

「委員会資料2」をご覧ください。

資料2は、平成28年3月に公益社団法人日本水産資源保護協会より発行されました「水産防疫の対象疾病」よりコイヘルペスウイルス病の部分のみ抜粋したものです。コイヘルペスウイルス病は、「持続的養殖生産確保法」で定める特定疾病に指定されています。特定疾病とは、養殖水産動植物の伝染性疾病であって、まん延した場合に重大な損害が発生する恐れがあるものです。「持続的養殖生産確保法施行規則」では、特定疾病として、24の疾病が掲げられており、コイヘルペスウイルス病は、そのうちのひとつとなっています。

コイヘルペスウイルス病は、コイのみに感染して大量へい死を引き起こすウイルス病であり、日本では平成15年に、茨城県の霞ヶ浦の養殖場において、初めて陽性が確認されました。この疾病の特徴としては、コイのみに感染し、他の魚には感染しない点です。

また、ヒトにも感染するなどの影響はありません。

水温が16～28℃で発生し、特に23℃で死亡率が高く、その死亡率は70～100%に達します。一方水温が29℃以上や13℃以下では死亡しません。

臨床症状としては、体表の退色や赤色化、眼球陥没、鱗の部分欠損、鰓（エラ）組織の壊死などがあります。現在、有効な治療法は確立されていません。

大阪府内での発生状況について、「委員会資料3」でご説明します。

平成15年の国内初の発生事例以降、大阪府でも平成14年以降、表の通り、コイヘルペスウイルス病の陽性が確認されています。

近年も、1件から2件程度の陽性が確認されておりまして、令和3年については、枚方市にある浄水場で疑わしい事例があったものの、陰性でありました。全国的にみると、令和3年は2件と、ピーク時と比べると近年は減少しているものの、発生は今なお続いています。

ピーク時から陽性数が大きく減少しているのは、行政による移動制限措置等の防疫対策によると考えられますが、既発生水域のコイについては、病気に対する免疫を持ち発症が抑制されていることも、要因として考えられます。仮に、淀川といった既発生水域から、ウイルスが未侵入の水域に、キャリアーのコイが持ち込まれた場合、大量死が発生する恐

れがあることから、今後も予断を許さない状況に変わりはありません。

続いて、「委員会資料4」をご覧ください。

本日の議題については、平成15年11月に発出された水産庁からの本通知に基づき、本委員会でご審議していただき、委員会指示として、平成16年以降、毎年発動していただいているものです。

これまで説明したとおり、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図る上で、委員会指示による、まん延防止対策が今後も必要であると考えています。令和4年4月1日以降も「コイヘルペスウイルス病の蔓延防止のための委員会指示」の発動をお願いしたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願います。

会長 ありがとうございました。ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございませんか。

門口委員 コイヘルペスは数からすると、ほぼ発生していないように見えますのですが、大阪府内ではどれくらい発生しているのですか。釣りクラブの集まりの代表として出席していますが、釣った魚を持ち帰ったり、近くの釣り場に放流したりする人もいますので、近年の状況は近々に対応すべきなのか、どうなのか教えてほしい。この病気が広がらないように、釣り人が釣った魚を持ち帰らないように、むやみに移動させたりしないように、通達を出せますので。

水産課
(井上主査) コイヘルペスの発症件数は令和元年から3年まで0件ですが、淀川は既発生域になっており、発症はしていないがキャリアーになっているものが多く、これまで発生していない水域に移動させると、そこで発症して魚が死ぬ恐れがあり、むやみな移動や放流はしないでほしいです。

門口委員 解りました。クラブの方にも報告し、通達を出すようお知らせしていきます。

橋本委員 KHVのKはコイのKですか。学名とかですか？ 錦鯉以外でもKHVはあるのですか。コイ以外でも発症するのですか。最初はイスラエルから入ってきたようですね。

平松C長 KHVのKはコイのKです。世界的に日本の色鯉（錦鯉）は有名で、コイはCarpですが、世界的にKOIで通用するので、KHVです。メダカもMEDAKAで通用します。この病気は最初に色鯉で発生したのでKHVですが、コイ以外でも発生します。

門口委員 淀川のコイがキャリアと言われていましたが、外からキャリア一魚が大阪に入ってきたり、他県に大阪産を移動させたりするのも、他県でもKHVの移動制限の委員会指示はされて防除されているのですか。

水産課
(井上主査) 他県でもやっています。

会 長 他のところでもお互い防除するように措置されているということです。他に質問ありませんか。

委 員 (質問なし)

会 長 特に意見等ないようですので、これまでどおり引き続いて委員会指示を行うということでよろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から指示案文を読み上げていただきます。

事務局
(井坂書記長) (指示案文 読みあげ)

会 長 今読み上げていただいた案文で、委員会指示を発出するということがよろしいでしょうか。

鶴田委員 案文2-イの場合、大阪府下でコイの放流はできないということですね。

平松C長 病気にかかっていなければ放流はできるのでは

鶴田委員 陰性の確認ができればできるということですか。

橋本委員 過去には漁協でコイの放流をしていたが、コイヘルペスが出てからはやめている。もし、要望があったらどうすればいいのか。PCR検査をすればやれるのか。

平松C長 放流はかなり多い数を放流するが、全頭検査は大変では。

橋本委員 放流はやめときます。

平松C長 最近のテレビで、池の水全部抜きますというのがあり、コイが国内外来種とか外来種として扱われ、コイを放流するとネットでたたかれるような状況になっています。良かれと思ってやっていることが地域の生態を乱すと非難されるような社会状況になっています。地域で育ったもの以外を持ち込むのに敏感になっていて、その生態系を乱すようなものの放流には気を付けたほうがいいようです。

会 長 アで、コイ群と書かれているが、コイ群が生態系に影響を及ぼさないように検査するとき、個々を調べるのではなく、代表的なもののある程度検査すれば、そのコイ群は安全といえるのですか。サンプリングで母集団の状況を検査するのがどうか。

奥(正)委員 委員会指示を出すのでしょ。指示を出してして発生を防止するには、全部を検査しないとダメではないか。何のために出すのか。それでなければ、委員会指示を出す意味がない。1尾でも病気を持ったものがいれば、アウトです。意味がなくなる。

コイ群の陰性を証明するには、1万尾放流するには、1万尾全部をPCR検査しないとイケない。大きな数を扱うのは大変だ。あゆを買う時にもそのあゆがどこで育ったか、冷水病に何回かかったか確認し、履歴をとっている。養殖池では薬品で治るけど、河川に放流したら、もうダメです。

水産課 (井上主査) 農林水産省に水産安全室が所管しているので、何か相談しなければならぬ時には相談しながら対応を進めていきます。

奥(正)委員 淀川で保菌魚が見つかったら大変なことです。

平松C長 天然水域、淀川で保菌魚が多く見つかっていますが、まだKHVが入っていないため池などもあり、ウイルスフリーのものがいて、そこに入ると全滅する可能性がある。すでに抗体を持っていれば問題ないのですが。

奥(正)委員 昔は家でも飼っていて、コイを河川にどれだけ放流していたか。

橋本委員 長堀川や西横堀でもコイが泳いでいました。

平松C長 答申案は、コイをカタカナ表記しているが、国の通知にはひらがな表記になっている。漁業調整規則でも10cm以下のコイの捕獲制限事項

があり、漁業権魚種としてひらがな表記されているので、行政的ではあるが、これにそってひらがな表記にする方がいいのではないか。

平松C長 漁業権魚種はひらがな表記です。

会 長 種名は普通カタカナ表記するのが普通なので、なぜひらがなのかが不思議だ。別に問題がなければ、答申案文の通りでいいのでは。

平松C長 コイは体長制限があり、漁業調整規則でもひらがなで表記されているので、行政的であるが、ひらがな表記がいいのではないか。

会 長 どこかから文句が出てきたら変更したらいいのでは。
それではこのままの答申案文で指示を出すことに決定したいと思います。

委 員 (異議なし)

会 長 異議がないようですので、この案文で、委員会指示を出すことに決定しました。事務局の方で公表の手続き等お願いします。
以上で本日予定していた議事は終了しました。
事務局から何か連絡事項はございますか。

事務局
(井坂書記長) ありません。

会 長 それでは、これもちまして、委員会を閉会させていただきます。
お疲れ様でした。